

議案第66号

佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例
の改正について

佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和元年9月6日提出

佐野市長 岡 部 正 英

佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例
の一部を改正する条例

佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例（平成17年佐野市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「使用、佐野市長の選挙における」を「使用、」に、「並びに佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における」を「及び」に改める。

第6条中「（佐野市長の選挙における候補者に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される佐野市議会議員の選挙から適用し、同日の前日までにその期日を告示された佐野市議会議員の選挙については、なお従前の例による。

理 由

公職選挙法の改正に伴い、佐野市議会議員の選挙における選挙運動に係る公費負担の対象を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第66号参考資料

佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における選挙運動の公費負担条例の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>佐野市長の選挙における法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成並びに<u>佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における法第143条第1項第5号のポスター</u>（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者（<u>佐野市長の選挙における候補者に限る。</u>）は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第141条第8項、第142条第11項及び第143条第15項の規定に基づき、佐野市議会議員及び佐野市長の選挙における法第141条第1項の自動車（以下「選挙運動用自動車」という。）の使用、<u>法第142条第1項第6号のビラ</u>（以下「選挙運動用ビラ」という。）の作成及び<u>法第143条第1項第5号のポスター</u>（以下「選挙運動用ポスター」という。）の作成の公費負担に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(選挙運動用ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、7円51銭に選挙運動用ビラの作成枚数（当該作成枚数が法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、選挙運動用ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p>